

豊後高田市パートナーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊後高田市人権施策基本計画の基本理念に基づき、「すべての人が自らの尊厳について認識し、多様な価値観と生き方を認め合う「共生社会」の実現」を目指して、パートナーシップ宣誓制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的少数者 性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時の性と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行うことを約した、双方又は一方が性的少数者である双方の関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者)

第3条 宣誓をすることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 一方が市内に住所を有している又は宣誓の日から14日以内に市内へ転入を予定していること。
- (3) 配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）がなく、かつ宣誓をしようとする相手以外の者とパートナーシップがないこと。
- (4) 双方が近親者（直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族）でないこと。ただし、双方が養子縁組をしている場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、職員の面前において、パートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)を自ら記入し、次に掲げる書類(宣誓日以前3月以内に発行されたものに限る。)を宣誓書に添えて市長に提出するものとする。ただし、市長が自ら記入することができないと認めるときは、他の者にこれを代筆させることができるものとする。

(1) 住民票の写し(市内への転入を予定している場合にあつては、その事実が確認できる書類)

(2) 戸籍抄本又は現に婚姻をしていないことが確認できる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 宣誓をしようとする者は、性別違和等市長が特に理由があると認めるときは、宣誓書において通称名(氏名以外の呼称であつて、社会生活上通用しているものをいう。)を使用することができる。

3 市長は、第1項の規定による宣誓書の提出を受けるときは、次の各号のいずれかの書類の提示を求めることができる。

(1) 個人番号カード

(2) 運転免許証

(3) 旅券

(4) 在留カード

(5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した本人の顔写真が貼付された証明書

(6) その他市長が必要と認める書類

(受領証及び受領カードの交付)

第5条 市長は、宣誓をした者が、要件を満たしていると認めるときは、当該者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号。以下「受領証」という。)及びパートナーシップ宣誓書受領カード(様式第3号。以下「受領カード」という。)に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

(受領証等の再交付)

第6条 前条の規定により受領証の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、当該受領証又は受領カード（以下「受領証等」という。）を紛失、毀損又は汚損したときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号）を提出することにより、受領証等の再交付を申請することができる。

（届出事項の変更）

第7条 宣誓者は、宣誓書に記載した事項に変更があったとき（次条各号に掲げる場合を除く。）は、パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に届け出なければならない。

（受領証等の返還）

第8条 宣誓者は、次のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第6号）に受領証及び受領カードを添えて市長に届け出なければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

- （1） 宣誓者双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- （2） 宣誓者の一方が死亡したとき。
- （3） 宣誓者の双方が市外へ転出したとき（一時的な場合を除く。）。)
- （4） その他第3条各号に規定する要件に該当しなくなったとき。

（宣誓の取消し）

第9条 市長は、宣誓者が虚偽その他の不正な方法により受領証及び受領カードの交付を受けたことが判明したとき、又は交付を受けた受領証等を不正に使用したことが判明したときは、宣誓を取り消すものとする。

2 宣誓者は、前項の規定によりパートナーシップの宣誓を取り消された場合は、受領証及び受領カードを返還しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

理 由

性的少数者への配慮に関する取組の一環として、パートナーシップ宣誓制度導入について、所要の規定の整備を行うもの

パートナーシップ宣誓書

年 月 日

豊後高田市長 様

私たちは、豊後高田市パートナーシップ宣誓制度実施要綱第4条の規定により、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを宣誓します。

宣 誓 者

宣 誓 者

ふりがな		
氏名 又は通称名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所		

代 筆 者

氏名 又は通称名	
住所	

- ※宣誓者の欄は自署してください。やむをえない場合は代筆が可能ですが、
下段に代筆者の氏名等をご記入ください。
※お預かりした個人情報は、その目的を達成するためにのみ使用し、御本人の
承諾なしに第三者に提供することはありません。

(裏面)

パートナーシップ宣誓に関する確認

私たちは、豊後高田市パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定によるパートナーシップの宣誓をするにあたって、下記の表の確認事項欄記載の内容が事実と相違ないこと及び同要綱の規定を守ることを確認します。

また、現況確認のため、住民基本台帳及び戸籍に記載されている事項について、市が確認することに同意します。

ふりがな	ふりがな
氏名	氏名
通称名	通称名
※通称名使用の場合	※通称名使用の場合
電話番号 ()	電話番号 ()
(代筆者)	(代筆者)
氏名	氏名

確認事項 (必ずお二人で確認してください)		回答欄 (該当する□に「レ」をつけてください)	
要綱第2条 第1号	(関係性) 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した、双方又は一方が性的少数者である二人であること。	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
要綱第3条 第1号	(年齢要件) 宣誓当日において、双方が成年に達していること。	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
要綱第3条 第2号	(住所要件) 次のいずれかに該当すること。 ①双方が市内に住所を有している。 ②一方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定している。 ③双方が市内への転入を予定している。	<input type="checkbox"/> ①に該当する <input type="checkbox"/> ②に該当する <input type="checkbox"/> ③に該当する ②③の場合 転入予定者氏名又は通称名 _____ 転入予定日 (年 月 日) 転入予定者氏名又は通称名 _____ 転入予定日 (年 月 日)	<input type="checkbox"/> 該当しない
要綱第3条 第3号	(独身要件) 双方に配偶者がなく、双方以外の者とパートナーシップがないこと。	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
要綱第3条 第4号	(近親者でない) 直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族でないこと。	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
上記要件に変更が生じた場合及び要綱第8条に該当した場合は、受領証及び受領カードを返還してください。		<input type="checkbox"/> 確認しました	

※転入予定の方は、宣誓の日から14日以内に転入後の住民票の写しを提出してください。

【豊後高田市記入欄】

添付書類	<input type="checkbox"/> 住民票の写し (世帯全員・世帯の一部) <input type="checkbox"/> 戸籍抄本・戸籍謄本 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 住民票の写し (世帯全員・世帯の一部) <input type="checkbox"/> 戸籍抄本・戸籍謄本 <input type="checkbox"/> その他 ()
本人確認	個人番号カード・運転免許証・旅券 在留カード・その他 ()	個人番号カード・運転免許証・旅券 在留カード・その他 ()

様式第2号（第5条関係）

第 号

パートナーシップ宣誓書受領証

様
(年 月 日生)

様
(年 月 日生)

宣誓日 _____ 年 月 日

豊後高田市パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定により、パートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領カードに宣誓書の写しを添えて交付します。

豊後高田市では、すべての人が自らの尊厳について認識し、多様な価値観と生き方を認め合う「共生社会」の実現を目指しています。

お二人が人生のパートナーとして、日常の生活において相互に協力し合うことを宣誓されたことを証することにより、いきいきと輝き、自分らしく活躍されることを期待しています。

年 月 日

豊後高田市長



（表面）

パートナーシップ宣誓書受領カード		
豊後高田市パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定により、 パートナーシップの宣誓をされたことを証します。		
【本人】	【パートナー】	
_____様	_____様	
年 月 日生	年 月 日生	
宣誓日 年 月 日	第 号	
豊後高田市長		
<table border="1"><tr><td>印</td></tr></table>		印
印		

（裏面）

豊後高田市は、「すべての人が自らの尊厳について認識し、多様な価値観と生き方を認め合う『共生社会』の実現」を目指して、パートナーシップ宣誓制度を導入しています。この受領カードの提示を受けられた方は、その趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。 なお、本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。	
戸籍上の氏名	
【本人】	【パートナー】
_____様	_____様
平常時及び緊急時において、1. 以下の者に対して病状説明をすること、 2. 手術や治療方針の同意を以下の者から取得することに同意します。	
【パートナー氏名】	【本人自署欄】
_____様	_____様
発行 豊後高田市人権啓発・部落差別解消推進課	

様式第4号（第6条関係）

パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書

年 月 日

豊後高田市長 様

年 月 日付で交付されましたパートナーシップ宣誓書受領証の再交付を受けたいので、豊後高田市パートナーシップ宣誓制度実施要綱第6条の規定により、申請します。

【再交付を希望する理由】（いずれかに○をしてください。）

- (1) 紛失
- (2) 毀損・汚損
- (3) その他（)

申請者

申請者

ふりがな		
氏名 又は通称名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所		

代筆者

氏名 又は通称名	
住所	

※宣誓者の欄は自署してください。やむをえない場合は代筆が可能ですが、
下段に代筆者の氏名等をご記入ください。

※お預かりした個人情報、その目的を達成するためにのみ使用し、御本人の
承諾なしに第三者に提供することはありません。

【豊後高田市記入欄】

本人確認	個人番号カード・運転免許証・旅券 在留カード・その他（)	個人番号カード・運転免許証・旅券 在留カード・その他（)
------	----------------------------------	----------------------------------

様式第6号（第8条関係）

パートナーシップ宣誓書受領証返還届

年 月 日

豊後高田市長 様

豊後高田市パートナーシップ宣誓制度実施要綱第8条の規定により、以下のとおりパートナーシップ宣誓書受領証を返還します。

【返還の理由】（いずれかに○をしてください。）

- (1) パートナーシップが解消された。
- (2) 一方が死亡した。
- (3) 双方が市内に住所を有しなくなった（一時的な場合を除く。）。
- (4) 宣誓が無効となった。

宣 誓 者

宣 誓 者

ふりがな		
氏名 又は通称名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所		

代 筆 者

氏名 又は通称名	
住所	

※宣誓者の欄は自署してください。やむをえない場合は代筆が可能ですが、

下段に代筆者の氏名等をご記入ください。

※お預かりした個人情報、その目的を達成するためにのみ使用し、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

【豊後高田市記入欄】

本人確認	個人番号カード・運転免許証・旅券 在留カード・その他（ ）	個人番号カード・運転免許証・旅券 在留カード・その他（ ）
------	----------------------------------	----------------------------------